

第4章 施策展開

施策1 教育の支援

1.1 子どもの貧困対策のプラットフォームとなる小・中学校運営の学習支援の推進

<施策の方向性>

すべての子どもが家庭環境などに左右されることなく、将来的な自立へ向けた歩みを進めることができるよう、学校での教育に併せて行われている学力向上を目指す各種事業を実施し、子どもの学びを支援します。

<事業一覧>

| 番号 | 事業 | 実施概要 | 担当課 |
|----|------------------|--|-----|
| 1 | 小・中学校学力検査、知能検査補助 | 市立小・中学校の児童生徒を対象に実施します。 [学力検査] 小学校は1・2年の2教科（国算）、3・4年の4教科（国算社理）、5・6年の5教科（国算社理英）、中学校は1・2年の5教科（国数社理英）の用紙代を補助します。 [知能検査] 小学校は一つの学年分、中学校は1年生分の用紙代を補助します。 | 指導課 |
| 2 | 中学校学力向上対策事業 | 市立中学校の生徒を対象に、入試予想問題や進路適性検査用紙などの購入、学力検査や知能検査の診断料を補助します。 | 指導課 |
| 3 | アシスタントティーチャー派遣事業 | 市立小・中学校を対象に、授業（教科指導）を進める教員の補助役として、ティームティーチングや個別指導、問題練習時の丸付けなどを通して、児童生徒の学力定着と授業理解度の向上に向けた支援を行う、アシスタントティーチャーを派遣します。 | 指導課 |
| 4 | 新聞活用教育事業 | 市立小・中学校を対象に、学校が購読を希望する全国紙1部（予算内で複数部数購読可）、地方紙2部（電子版も購読可能）を年間購読し、教育活動に取り入れます。 | 指導課 |

| 番号 | 事業 | 実施概要 | 担当課 |
|----|--------------------|---|-----|
| 5 | 情報化に対応する教育の推進 | 市立小・中学校を対象に、児童生徒がICT機器等を活用した学習を充実させるためにICT支援員を派遣及び教職員の研修会を実施します。 | 指導課 |
| 6 | ALT学校派遣の充実 | 市立小・中学校を対象に、語学指導等を行う外国青年招致事業により、外国語指導助手(ALT)を招致し、外国語活動及び外国語科の授業支援、国際理解教育を支援します。 | 指導課 |
| 7 | EST学校派遣、イングリッシュ・デイ | 市立小・中学校の児童生徒を対象に実施します。 [EST学校派遣] 小学校のクラブ活動や外国語活動及び外国語科の授業を支援するためのEST(国際教育支援員)を派遣します。 [イングリッシュ・デイ] 英語に親しみ、異文化理解を深める機会として、市内小学校5・6年生及び中学生を対象に、イングリッシュ・デイを開催します。 | 指導課 |
| 8 | 実用英語技能検定助成事業 | 市立中学校の第3学年全生徒を対象に、実用英語技能検定試験の3級以上を受験する際の受験料を助成します。 | 指導課 |

1.2 幼児教育の負担軽減と就学支援の充実

<施策の方向性>

幼児教育の負担を軽減し、また就学援助などの経済的支援の充実を図ることで、すべての子どもが安心して学び、成長することができる環境を整えます。

<事業一覧>

| 番号 | 事業 | 実施概要 | 担当課 |
|----|--------------------------------|---|--------|
| 1 | 幼児教育・保育の無償化、軽減事業(第3子以降保育料軽減事業) | 子どもを産み育てやすい環境整備の一環として、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、幼児教育・保育について保育料等の無償化、軽減を行います。 | こども支援課 |

| 番号 | 事業 | 実施概要 | 担当課 |
|----|--------------|--|-------|
| 2 | 就学援助事業 | 経済的な理由により就学が困難な児童生徒及び就学予定者の保護者に対し、学用品費や通学用品費、修学旅行費等を援助します。 | 教育総務課 |
| 3 | 奨学金事業 | 経済的な理由により修学が困難な者に対し、修学上必要な学費を貸与します。 | 教育総務課 |
| 4 | 田中孝教育支援金給付事業 | 経済的な理由により修学が困難な者に対し、高等学校等への入学及び修学上必要な学費の一部を給付します。 | 教育総務課 |

1.3 特に配慮を要する子どもへの支援

<施策の方向性>

特に配慮を要する世帯の子どもに対し、幼児期の発達支援、学習においては支援員等の配置、また就学奨励費により経済的支援を行い、子どもの学びを支援します。

<事業一覧>

| 番号 | 事業 | 実施概要 | 担当課 |
|----|---------------|--|-------|
| 1 | 幼児の発達支援事業 | 支援が必要な幼児やその保護者を対象に、ことばや精神発達面の支援及び就学に向けたアドバイス等を行います。 | 健康増進課 |
| 2 | 特別支援教育支援員配置事業 | 言語・難聴・LD（学習障害）・ADHD（注意欠如・多動症）等の障害を有する、または介助を要するなど特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活を支援するため、特別支援教育支援員を学校へ派遣します。 | 教育総務課 |
| 3 | 特別支援教育就学奨励費事業 | 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者を対象に、世帯の収入等に応じて給食費や学用品・通学用品費、修学旅行費等を援助します。 | 教育総務課 |
| 4 | 日本語教育支援講師派遣事業 | 市立小・中学校に在籍している外国籍児童生徒及び帰国児童生徒を対象に、本人及び保護者のニーズに応じて日本語教育支援講師を学校へ派遣します。 | 教育総務課 |

1.4 教育の質の向上、通学支援

<施策の方向性>

子どもたち一人ひとりと向き合う教育相談員による教育相談や適応指導により学習の理解度が相対的に低い子どもや不登校となっている子どもへも学習の機会を提供します。また学校運営協議会の設置により、地域と学校の連携を図っています。さらにスクールバスの運行や定期券補助事業による保護者の負担軽減により、子どもの学びを支援します。

<事業一覧>

| 番号 | 事業 | 実施概要 | 担当課 |
|----|--------------|---|-------|
| 1 | 教育相談事業 | 市内小・中学校の児童生徒と関係する保護者・教職員を対象に、教育相談室での相談、適応指導教室での適応指導（外部講師による教科指導やデジタル教材による学習支援、体験活動等）、教育相談員の学校派遣を行っています。 | 指導課 |
| 2 | 学校運営協議会制度の推進 | 市立小・中学校を対象に、各運営協議会で、地域住民3～5人及び校長・教頭を合わせた5～7人の委員で構成された学校運営協議会を年間3回程度実施し、児童生徒の実態、地域として育てたい子どもの姿についての確認、学校経営方針や学校課題の解決に向けた具体的取組についての協議と承認等を行います。 | 指導課 |
| 3 | スクールバスの運行 | 学校統合に伴い遠距離通学となる児童生徒を対象に登下校時にスクールバスを運行し、保護者の費用負担なく、通学手段を確保します。（一部路線は保護者負担あり） | 教育総務課 |
| 4 | 定期券補助事業 | 十和田観光電鉄路線バスを利用し通学している児童生徒を対象に、定期券代を全額補助し、保護者の負担軽減を図ります。 | 教育総務課 |

1.5 地域における学習支援と子どもたちの健全育成活動の活性化

<施策の方向性>

ひとり親家庭や市民税非課税世帯の子ども等を対象とした学習支援会や放課後に保護者のいない子供を対象とした学童保育、地域の方との交流を図りながら行う地域学習など、幅広い生涯学習活動への参加を促すことにより、子どもの学びや居場所づくりを支援します。

<事業一覧>

| 番号 | 事業 | 実施概要 | 担当課 |
|----|----------------|---|------------|
| 1 | 子ども学習支援会 | ひとり親家庭または市民税非課税世帯の小学4年生から中学3年生までの子どもを対象に、教職員OBやボランティア等が学習教材や子どもたちの持ってくる宿題などを題材に、わからないところを教えるなどの学習支援を行います。 | こども支援課 |
| 2 | 放課後児童健全育成事業 | 児童の健全育成への取組として、学校の放課後等に家庭に保護者がいない児童を対象に、登録制による学童保育を行います。 | こども支援課 |
| 3 | 放課後子ども教室推進事業 | 地域の方々の参画を得て、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちとともに勉強や文化活動、地域住民との交流等を行います。 | スポーツ・生涯学習課 |
| 4 | 十和田市地域学校協働本部事業 | 学校や町内会等からの要望に応じ、キャリア教育や郷土学習等に応じたゲストティーチャーや生涯学習出前講座の市民講師をコーディネートします。 | スポーツ・生涯学習課 |
| 5 | 少年少女発明クラブ | 小学3年生から中学3年生までの子どもを対象に、地域の指導員の協力を得て、工作やロボット製作などの創作活動を通して豊かな発想力と構想力を育てます。 | スポーツ・生涯学習課 |
| 6 | 寺子屋稲生塾 | 小学4年生から6年生を対象に、先人の功績や地域の伝統・特色を体験的に学ぶ講座を開催します。 | スポーツ・生涯学習課 |
| 7 | 小学生交流事業 | 交流都市の小学生との相互交流を通じて郷土の歴史や特色などを学び郷土理解を深める契機とします。 | スポーツ・生涯学習課 |

| 番号 | 事業 | 実施概要 | 担当課 |
|----|-----------------------------|--|---------------------------------|
| 8 | 子ども会ジュニアリーダーの育成、アドベンチャーキャンプ | ゲームレクや自然体験、創作活動等を通じて集団行動の楽しさを体験し、子ども会等での率先的活動者となるために必要な知識や技術を習得します。 | スポーツ・生涯学習課（十和田市子ども会育成連合会との連携事業） |
| 9 | 北里大学夏休み体験学習、北里大学公開講座 | 小学5年生から中学3年生及びその保護者を対象に、夏休みを利用して北里大学獣医学部に体験入学し、生物や自然との関わりについて学ぶとともに、環境の大切さについて理解を深めます。また、公開講座で大学の専門的分野の教育を誰でも受けることができます。 | スポーツ・生涯学習課（北里大学獣医学部との連携事業） |
| 10 | 青少年育成十和田市民大会 | あいさつ・読書標語コンクール等を行うとともに、青少年の健全育成に資するための講演会等を開催しています。 | スポーツ・生涯学習課（青少年育成十和田市民会議との連携事業） |

施策2 生活の安定に資するための支援

2.1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

<施策の方向性>

妊娠・出産・乳児期は、親に係る育児負担が大きいことから、保健指導や家庭訪問等を行い、対象者を把握し見守ることで負担軽減に繋がるよう支援を行います。

<事業一覧>

| 番号 | 事業 | 実施概要 | 担当課 |
|----|----------------------|---|--------------------------------|
| 1 | 母子健康手帳の交付と妊婦保健指導 | 母体の健康管理のため、早期の妊娠届出の勧奨に努め、届出時には保健指導を行い母子健康手帳を交付します。 | 健康増進課 子育て世代 親子支援セ ンター |
| 2 | 全妊婦家庭訪問事業 | おおよそ妊娠 32 週以降の妊婦を対象に、妊娠中から相談しやすい関係づくりと母子の健康面を支援し、産後の育児負担軽減と虐待予防につなげるため、妊産婦指導員が家庭訪問します。 | 健康増進課 子育て世代 親子支援セ ンター |
| 3 | 乳児家庭全戸訪問指導事業 | 新生児及び乳児のいる家庭を対象に、母子の健康管理の徹底を図り、異常、疾病等の発症予防及び早期発見に努めるとともに、子育て支援に関する情報提供を行うことにより子育ての孤立化を防ぐため、妊産婦指導員が全戸を家庭訪問します。 | 健康増進課 子育て世代 親子支援セ ンター |
| 4 | 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握及び支援 | 特定妊婦等困難を抱えた女性を対象に、妊娠期から家庭訪問や保健指導、妊婦連絡票等で把握した内容について家庭相談員や関係機関と連携を図り、適切な支援につなげます。 | 健康増進課 子育て世代 親子支援セ ンター |

2.2 子どもの生活支援

<施策の方向性>

疾病及び経済的な理由で子どもの養育が困難な家庭等に対し、児童の保護や生活の支援を行います。

<事業一覧>

| 番号 | 事業 | 実施概要 | 担当課 |
|----|--------------|--|------------------------|
| 1 | 子育て短期支援事業 | 保護者の疾病等の理由により養育が一時的に困難な家庭を対象に、児童を児童養護施設等の委託先事業所で一時的に預かります。 (上限7日間) | 健康増進課 子育て世代親子支援センター |
| 2 | 母子生活支援施設措置事業 | 児童の福祉に欠ける配偶者のいない女子等を対象に、監護すべき児童の福祉に欠ける母子の自立促進を目的に、施設入所措置を行い、保護するとともに生活支援を行います。 | 健康増進課 子育て世代親子支援センター |
| 3 | 助産施設措置事業 | 経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦を対象に、助産施設における助産を行います。 | 健康増進課 子育て世代親子支援センター |

2.3 家庭教育に関する課題への取組

<施策の方向性>

子どもの育ち方を考えるにあたり家庭教育の重要性が高いため、家庭における教育力の向上を図るために親子の学習機会の提供を支援します。

<事業一覧>

| 番号 | 事業 | 実施概要 | 担当課 |
|----|----------|--|------------|
| 1 | 家庭教育応援事業 | 子どもの育ちにおける家庭教育の重要性や大人と子どもの関わりについて理解を深め家庭における教育力の向上を図るため、講話やワークショップを通じ親子がともに学び合う「親育ち」の学習機会を提供しています。 | スポーツ・生涯学習課 |

2.4 子どもの見守り支援

<施策の方向性>

児童虐待などの早期発見・早期対応を行うため、支援が必要な家庭・児童を把握し見守ることで、生活の安定を支援します。

<事業一覧>

| 番号 | 事業 | 実施概要 | 担当課 |
|----|------------|--|--------|
| 1 | 子ども見守り支援事業 | こども食堂を活用して支援が必要な子どもの見守りを行い、また、新たな支援が必要な子どもを発見した際に市への報告を行うなどにより、地域での支援対象児童の見守りの強化を図ります。 | こども支援課 |

施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

3.1 保護者の就労支援

<施策の方向性>

ひとり親世帯や困窮家庭等が一定の収入を得ることが、生活の安定と子どもの健全育成につながることから、保護者に対する就労支援を行うことで経済的な自立を支援します。

<事業一覧>

| 番号 | 事業 | 実施概要 | 担当課 |
|----|---------------------|---|--------|
| 1 | 労働・雇用に関する情報提供 | 労働者、求職者などを対象に、各種制度、求人情報及び労働相談会開催などの周知を図ります。 | 商工観光課 |
| 2 | 創業支援事業 | 創業・起業希望者を対象に、創業・起業による地域活性化と雇用創出を目的に包括的な支援を実施します。 | 商工観光課 |
| 3 | 女性活躍支援事業 | 女性や女性を雇用する雇用主及び管理職の方を対象に、女性が活躍できる環境づくりを支援するため、女性活躍支援セミナーを開催します。 | 商工観光課 |
| 4 | 生活困窮者自立相談支援事業(就労支援) | 生活保護に至る前の生活困窮者世帯における児童・生徒がいる親を対象に、生活困窮からの自立を図るための相談支援や就労支援を行います。 | 生活福祉課 |
| 5 | 生活保護(就労支援) | 生活保護世帯における児童・生徒がいる親を対象に、生活保護からの自立を図るための相談支援や就労支援を行います。 | 生活福祉課 |
| 6 | ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 | ひとり親世帯の父または母を対象に、適職に就くために必要と認められる教育訓練講座を受講する場合、その入学料及び受講料の一部を支給します。 | こども支援課 |
| 7 | ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 | ひとり親世帯の父または母を対象に、市の要綱で定める資格の取得を目指し、養成機関等に在籍し修業する場合、その期間中(最大4年間)、生活費の支援として訓練促進給付金を給付します。 | こども支援課 |

| 番号 | 事業 | 実施概要 | 担当課 |
|----|-----------------|---|--------|
| 8 | ハローワーク等関係機関との連携 | 市で職業訓練促進給付金を支給する場合の調整とハローワークの求職者支援の広報協力を行います。 | こども支援課 |

3.2 保育等の確保

<施策の方向性>

子育てと仕事の両立を支える保育環境を確保する必要があることから、保護者のニーズに応じた保育等サービスを確保し、保護者の就労を支援します。

<事業一覧>

| 番号 | 事業 | 実施概要 | 担当課 |
|----|---------------|---|--------|
| 1 | 地域子ども・子育て支援事業 | 子どもの健やかな育成と保護者が安心して働くことができるよう、延長保育事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、障がい児保育等の幼児教育・保育サービスの提供体制を整備します。 | こども支援課 |

施策4 経済的支援

4.1 子育て家庭と子どもの養育に関する経済的支援

<施策の方向性>

各種手当の給付や様々な助成制度の組合せにより生活困窮者の生活基盤を支えていく必要があることから、生活保護世帯からひとり親世帯、そして妊娠・出産期、子どもの乳児期の親に対し、子どもの養育に係る各種経済的負担の軽減を支援します。

<事業一覧>

| 番号 | 事業 | 実施概要 | 担当課 |
|----|------------------------|---|--------|
| 1 | 生活保護(教育扶助費の支給) | 生活保護世帯における児童生徒を対象に、学校生活にかかる費用を補助し、生活状況の正確な把握に努めます。 | 生活福祉課 |
| 2 | 妊産婦委託健康診査事業 | 妊産婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図ることを目的に、指定医療機関及び助産所において基本的な健康診査を実施します。 | 健康増進課 |
| 3 | 妊婦委託健康診査通院費助成 | 妊婦健診のため市外産科医療機関に通院し分娩する妊婦の経済的負担を軽減するため、通院費を助成します。 | 健康増進課 |
| 4 | 入院を要する乳児を持つ母親への交通費等の助成 | 総合周産期母子医療センター(NICU)の新生児特定集中治療室または新生児治療回復室(GCU)に入院している2か月までの乳児を持つ産婦を対象に、面会にかかる交通費等の特定妊婦等困難を抱えた女性を対象に一部について助成します。 | 健康増進課 |
| 5 | 乳児一般委託健康診査事業 | 乳児の健康管理の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳児健康診査を指定医療機関等で実施します。 | 健康増進課 |
| 6 | 子ども医療費助成 | 乳幼児から高校生までの子を対象に、医療費の自己負担分を現物給付または償還払いにより、無償化します。 | こども支援課 |
| 7 | 先天性股関節脱臼検査費の助成 | 生後3か月から5か月未満の乳児を対象に、先天性股関節脱臼の早期発見・早期治療と保護者の経済的負担の軽減を図るため、検査費を助成します。 | 健康増進課 |

| 番号 | 事業 | 実施概要 | 担当課 |
|----|--------------|--|--------|
| 8 | 特別児童扶養手当 | 身体もしくは精神に障害を持つ子の親または養育者を対象に、手当を支給します。 | こども支援課 |
| 9 | 児童扶養手当 | 低所得のひとり親世帯の父または母、養育者を対象に、手当を支給します。 | こども支援課 |
| 10 | ひとり親家庭等医療費助成 | 低所得のひとり親世帯の父または母および子、養育者に養育されている子を対象に、父または母については一部、子については全部の医療費自己負担分を無償化します。 | こども支援課 |
| 11 | 出産費用支援事業 | 増加している出産費用の負担軽減のため、令和4年4月1日以降に出産した子どもがいる親を対象に、出産にかかる費用の一部を助成します。 | こども支援課 |